

○議長（小林哲雄）

日程第11 議案第34号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、指定管理者に開成水辺スポーツ公園の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第34号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）。

次の者を開成水辺スポーツ公園の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称。名称、開成水辺スポーツ公園。所在地、開成町吉田島2710番地。

2、指定管理者の名称等。名称、開成スポーツパートナーズ。代表者、湘南造園株式会社代表取締役、眞壁潔。所在地、平塚市万田596番地の1。

3、指定の期間。平成27年4月1日から平成32年3月31日。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは次ページをおめくりください。次ページ以降に添付しました参考資料につきましては、1ページ目が、開成スポーツパートナーズからの指定管理者指定申請書かがみの写しとなります。

続きまして、2ページは、自治活動応援課からの指定管理者の候補者選定依頼書。3ページにつきましては、指定管理者選定委員会委員長からの指定管理者の候補者選定結果報告書、4ページは評価結果書となっております。

それでは、選定の経緯等を詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長よりご説明を申し上げます。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、開成水辺スポーツ公園に係る指定管理者の選定に至りました経緯、及び審査方法、並びに選定結果についてご説明をさせていただきます。

まず、経緯につきましては、現在の指定管理者の指定期間が、平成27年3月31日までとなっていることから、平成26年9月19日付で、当該業務の所管課である自

治活動応援課長より募集基準審査依頼書の提出がございました。この依頼書においては、この施設の指定管理について、開成町公の施設の指定管理者更新制度を適用し、公募によらない形で、これまでの指定管理者について、選定委員会で審査する旨の依頼がございました。これを受けまして、10月1日に選定委員会を開催し、更新制度適用の可否について、所管から提出された開成水辺スポーツ公園利用者満足度調査及び現地調査報告書などにより、審査をしましたところ、更新制度の適用が可である旨の決定をしました。さらに募集要項（案）や、事業計画書及び収支計画書（案）、業務仕様書（案）などの内容検討、候補者の選定基準（案）などについてもまとめてございます。

その後、12月12日には、方針適用として、現指定管理者を引き続き指定する方針決定を受けて、問題がないのかの審査を行ってございます。

財務諸表、収支計画書、提案事業等の内容確認などの書類審査に引き続き、各委員による仮評価を行いました。その際には、意見交換の場を設け、誤った認識などの解消を図ってございます。

引き続き、応募団体ヒアリングを行いました。ヒアリングは、応募団体による事業計画書や、収支計画書などの説明や質疑応答後、委員による意見交換を行ってございます。

評価結果ですが、参考資料の4ページにございますように、委員9名による評価としまして、開成スポーツパートナーズの総合得点は7,060点、得点率80.05%と評価をしてございます。

なお、当委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、他に4部長と教育委員会事務局参事と議会事務局長の内部委員に加えまして、外部委員として、露木重雄、町体育協会会长、辻村洋二、町パークゴルフ協会会长、藤井宏税理士さんの3名に入っていたいただき、計10名で構成されております。なお、藤井税理士さんについては、評価書による評価からは外れていただき、他の委員9名で評価をさせていただきました。

開成水辺スポーツ公園は、パークゴルフ場をメインとしたスポーツレクリエーション施設であり、指定管理者候補の候補者の選定に当たっては、平等の利用、植物の管理、設置目的に寄与した運営がなされているかなどを考慮し、評価を行いました。

現指定管理者である開成スポーツパートナーズは、芝の管理実績、類似施設の管理実績、管理施設の台風等の被害による対応実績、施設の設置目的に資する提案事業の内容、提案事業等から、利用者促進が図れる点などを高く評価をし、決定をしてございます。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

ちょっと確認をしておきたいのですが、一般的に指定管理者の募集方法については、公募が主体的な形になっていると私は認識しているんですね。今回の議案については、2ページに公募以外というふうにされていますけれども、選定委員長がちょっと触れて

おりますけれども、もう少しこの内容について、説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、指定管理者の候補者の選定というのは、開成町においても、原則として公募というところは間違いないところでございます。

こちらのほうも、同じく、先ほど申しした基本方針の中になりますけれども、近年、先行して、この指定管理者制度を導入しているところでも、その施設の性格ですとか、利用の内容とかによりまして、更新制度を適用するケースが増えてまいったということで、大体半年から1年をかけて開成町でも調査をしてまいりました。その結果として、以下のような理由によるときは、公募によらないことができるということで、あらかじめ決めさせていただいております。その中では、施設の設置目的、性格、規模等から判断し、特定の団体によって管理することが、効率的で、設置目的を効果的に達成する場合ですか、ちょっと全部読むと長いので、もう一つだけ。施設の管理と関連する施策の一体的な推進を図るため、施策推進を担う特定の団体によって管理することが、効率的で設置目的を効果的に達成できる場合ということで、その設置目的、それから、利用の度合い、あるいは利用の向上率等も含めまして、現の指定管理者に続けて管理をしていただくことが、町としてもメリットがあると判断をした場合に、所管課のほうから今回は非公募でお願いをします、ということで委員会に挙がってまいりました。それを委員会のほうで、公募、非公募の判断をさせていただくというところでございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の指定管理を指定するに当たって、現況の指定管理者はそのまま継続するということでは、問題もないし、利便性も図られているので、公募という形ではなくて、公募外でしたということは理解しております。

しかし、水辺スポーツ公園を維持するのには、公費が使われている部分で申しますと、指定管理の指定として、第7条1項、2項で、事業計画の内容が、スポーツ公園の効用を最大限発生させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものとするという条項が設けられている部分で、このたびの指定管理を指定する。当然、これは前回と同じ団体が、そのまま公募によらない形で引き継いだということは、それなりの事業計画の内容に対して、プラスマイナスはあろうかもしれません、管理については縮減が図られるという条項が設けられている以上は、そこら辺の予算の部分で算出はされているんだろうなと思うところですが、今年度予算1,600万ですか。前年度予算は1,563万円で計上されているところで、今年度は上がっているという、これは管理範囲が増えれば予算も上がるのかもしれません、そこら辺の条項に乗った形で、どのような形で進めているのか。説明のほう、よろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。今回、全体の仕様の関係で大きく変わった点が、昨年3月に設立させていただきました総合型スポーツクラブの企画運営等を指定管理業務の中に入れさせていただきました。この指定管理を受けることによりまして、今後、総合型スポーツクラブの事業運営ですとか、会計処理、参加者の管理、施設利用の調整等の事業が、全て水辺スポーツ公園の指定管理者によって一元化されるというようなことが入りましたので、そのあたりの業務が増えたということで、そのような指定管理用にも組み込ませていただいているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。ただいま課長が答弁したのは、増えた部分の説明であって、今回、指定管理をそのまま指定するに当たっての管理費についての縮減は、こういうところをしたんだよという答弁がなかったので、その部分を答弁いただきたいのと。

今後の指定管理の指定で、公募の部分というのは割かしオープンになってわかるんですが、公募外の場合というのは1社しかない関係上、できればこれなんですが、これは添付書類の中に、事業計画書というものがあると思います。同じ団体がやるのであれば、できればそこら辺の事業内容というのですか、前回の、こういうサービス以上にサービスをするんだよという対比みたいなのがあれば、努力しているんだなというのがよりわかりますので、公募外をとっても、我々は理解ができると。要するにレベルが上がっていると。単に今のサービスをそのまま引き継ぐのであれば、これはやはり公募によった中で、より町民に対して、サービスの上昇が図れるように、公募によらなければいけないという部分になりますので、ここら辺の説明の仕方が、公募と公募外が一緒になっていきますので、できれば事業内容を今後はよりオープンにしていただきたいというところで。1点気になるのは、条例の部分で指定する場合、事業費を削減しなきゃいけないというところがありますので、そこの部分、こういうところで計られるよという、それが予算に対しても反映されているんだよと説明をいただければ、理解いたします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

一つ目の経費の削減についてですけれども、提案としては、今、白熱灯を使っているのを、順次、LED照明に変えたいと。あと湘南造園がグループ会社になっていますので、そこの直営でやることによって経費も下げられるという形で、質のよいサービスをしながら、経費を下げるという形で取り組むと提案されています。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

今、議員からご指摘いただいた、更新の際の新たな事業計画（案）の概要的なものは、選定委員会の中で、機関決定させていただいているようなところもありますけれども、ご審議の際には、わかるような概要的なものを今後添付するように努めていきたいと思っています。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第34号 指定管理者の指定について（開成水辺スポーツ公園）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

暫時休憩といたします。再開を16時ちょうどといたします。

午後3時49分